

社会福祉法人南足柄さつき会

役員等報酬規程

(適用範囲)

第1条 社会福祉法人南足柄さつき会の理事・監事・評議員（以下「役員等」という）の報酬については、この規定の定めるところによる。

(報酬金額)

第2条 役員等の報酬はその職務と職責の対価とし、次のとおりとする。

- (1) 理事長は月額 50,000 円とする。
- (2) 理事長以外の役員等には報酬を支払わない。
- (3) 理事会、評議員会に出席した役員等には、交通費の費用弁償として各 1,000 円を出席当日に支給することができる。

(役員報酬の支払い日)

第4条 役員報酬の支払い日は、一般職員の賃金に準ずる。

(役員報酬の支払い方法)

第5条 役員報酬の支払い方法は、一般職員の賃金に準ずる。

(報酬金額の変更)

第7条 第2条の報酬金額の変更は、理事会の承認を得て行うことができる。

付則1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付則2 この規則は、平成22年4月1日から施行する。(第2条(3)費用弁償の件追加)

付則2 この規則は、平成24年4月1日から施行する。(第2条(1)の変更)